

CONTENTS

- 年頭のごあいさつ…2 社会保険事務講習会の開催について…3
年金委員・健康保険委員研修会を開催…4・5 年金委員・健康保険委員のご推薦をお願いします…6
年金受給者の皆さんへ！源泉徴収票が送付されます…6 退職される従業員の方へお知らせください…7
保険料の納付期限にご注意ください！…7 秋田県で働くすべての皆さまへ〈秋田県最低賃金〉…7
健康保険の被扶養者について…8・9 協会けんぽの窓口を集約します…10
会員事業所所在地・名称等変更のご連絡を…10



花ことば：「寿ぎ」「徳のある人」

マンリョウ／ヤブコウジ科

秋田県社会保険協会ホームページ→<http://www.syahokyo-akita.jp>

社会保険関係の制度や届出については、

日本年金機構ホームページ→<http://www.nenkin.go.jp/> 電子政府の総合窓口(e-Gov)→<http://www.e-gov.go.jp/>

健康保険の給付・任意継続・健診等については、

全国健康保険協会ホームページ→<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

年頭のごあいさつ

一般財団法人 秋田県社会保険協会

会長 渡邊 靖彦



新年おめでとうございます。

会員の方々をはじめ、『社会保険あきた』をご愛読の皆様方には、お健やかに新しい年をお迎えになられたことと存じ、謹んでお慶び申し上げます。

日頃から、当協会の事業運営に多大なるご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、急速な少子高齢化が進行し、社会経済構造が大きく変化する中で、すべての国民を対象とする公的年金、医療・介護などの社会保障制度は、国民生活を支える最も重要な社会基盤であり、国民の期待に応えられる制度として、一層の充実が求められています。

このようななかで、昨年は、日本年金機構をターゲットとするサイバー攻撃による「不正アクセスによる個人情報流出事案」が発生しました。幸いなことに基幹システムへの侵入及び基幹システムからの情報漏洩は確認されていないということではありますが、現在、日本年金機構では総力を挙げて原因追及と再発防止策の検討がなされているようです。

年金に関する情報の膨大さ及び内容の重要性を考えると、政府・各省ともども、担当の専門性を高め、現在のIT時代におけるサイバー攻撃に対する備えに万全を期していただきたいと思います。

当協会は事業主団体といたしまして、今後とも、日本年金機構の各年金事務所や全国健康保険協会秋田支部など、関係機関との一層の連携を図りながら、社会保険加入事業所の被保険者及びご家族の健康と福利増進のため、健康管理推進事業や研修事業など各種事業を積極的に推進するなかで、広報誌『社会保険あきた』を通して、制度の普及や事業の周知にしっかり取り組んでまいります。

昨年は、公益法人制度改革に伴う一般財団法人への移行から3年目の年でありましたが、法人の形態が変わりましても今まで以上に事業を充実させ、皆様方のお役に立てるよう取り組んでまいり所存でございます。どうぞ引き続きのご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

新年にあたり、皆様方のますますのご活躍とご多幸、事業所様のご発展を心からご祈念申し上げます。まして年頭のごあいさつとさせていただきます。



副会長（秋田支部長） 那 波 伊四郎

副会長（鷹巣支部長） 竹 村 雅 行

副会長（大曲支部長） 伊 藤 辰 郎

副会長（本荘支部長） 小 石 和 弥

専 務 理 事 鎌 田 一 寿

社会保険事務講習会の開催

参加無料

健康保険と厚生年金保険並びに労働保険に関して、法律改正の内容や間違いやすい事務手続き、ぜひマスターしてほしい大切な内容等についての講習会です。下記の参加対象者であればどなたでも参加できます。

※定員になり次第締め切らせていただきます。

■日程・会場・申込期限

◆ 各会場とも13時から受付を開始します

開催日時	会場	申込期限	定員
平成28年2月15日(月) 13:30~16:00	大仙市大曲交流センター 〈大仙市大曲日の出町2-7-53〉	2月5日	50名
平成28年2月18日(木) 13:30~16:00	北秋田市交流センター 〈北秋田市材木町2-2〉	2月8日	50名
平成28年2月22日(月) 13:30~16:00	サンパル秋田(秋田市文化会館内) 〈秋田市山王7-3-1〉	2月12日	140名
平成28年2月23日(火) 13:30~16:00	由利本荘市市民交流学習センター 〈由利本荘市上大野16〉	2月12日	50名

■参加対象者

事業所の社会保険関係の事務担当者・社会保険委員会の会員

■参加費用

無料(テキストは主催者で準備し当日配布します)

■講師

年金事務所職員・全国健康保険協会秋田支部職員・社会保険労務士

■申込方法

下記の参加申込書にご記入のうえ、郵送またはFAXによりお申し込みください。

申込み・ 問い合わせ先	秋田県社会保険協会 〈〒010-0001 秋田市中通6-7-9〉 TEL:018-831-6205 FAX:018-832-3681
----------------	---

主催 一般財団法人 秋田県社会保険協会

【共催】 日本年金機構(県内各年金事務所)・全国健康保険協会秋田支部

-----キ-リ-ト-リ-線-----

「講習会」参加申込書

希望会場	○印で表示願います。 ・ 大仙市大曲交流センター ・ サンパル秋田 ・ 北秋田市交流センター ・ 由利本荘市市民交流学習センター		
事業所名			
事業所所在地	〒		
事業所電話番号		FAX番号	
参加者名		事業所整理記号	

*申込書受付後に「受講証」を送付いたします。



年金委員・健康保険委員研修会が 開催されました

11月13日、秋田県内で委嘱されている年金委員・健康保険委員を対象に、各地区ごとに委員研修会が開催されました。ここ秋田会場では秋田地区と鷹巣地区の委員研修会に先立ち、長年にわたり社会保険事業の運営に功労のあった県内の事業主、年金委員・健康保険委員の方々に対し、表彰状の伝達が行われました。

栄えある受賞者は次のとおりです。（敬称は省略させていただきます）



平成 27 年度

社会保険事業の功労者を表彰

厚生労働大臣表彰

年金委員功労者

小田島 利 夫 湯沢市：両関酒造株式会社

健康保険委員功労者

宮 川 孝 一 能代市：株式会社能代青果地方卸売市場

日本年金機構年金委員表彰

日本年金機構理事長表彰

柴 田 真紀子 秋田市：株式会社たけや製パン
斎 藤 啓 子 能代市：庄内鉄工株式会社

田 丸 百合子 大仙市：鈴木正俊商店有限会社
渡 部 智也子 由利本荘市：株式会社ベルモード

日本年金機構東北ブロック本部長表彰

佐々木 道 子 秋田市：株式会社秋田市場運送
遠 田 裕 美 秋田市：医療法人惇慧会
谷 貞 子 男鹿市：株式会社吉政石材
山 谷 文 子 能代市：秋田エコプラッシュ株式会社
佐 藤 春 樹 横手市：秋田渥美工業株式会社

根 田 眞 子 大仙市：株式会社大曲産業機械
鈴 木 美 克 湯沢市：秋田銘醸株式会社
菊 地 咲 男 由利本荘市：菊地建設株式会社
草 薙 孝 悦 大仙市：地域型年金委員



おめでとうございます

全国健康保険協会健康保険委員表彰

全国健康保険協会理事長表彰

鈴木 公昭	秋田市：秋田中央交通株式会社	佐藤 春子	横手市：株式会社佐藤印刷
加藤 志有子	北秋田市：合資会社加藤自動車整備工場		

全国健康保険協会秋田支部長表彰

石黒 哲子	男鹿市：男鹿合同生コン株式会社	太田 茂	大仙市：有限会社大曲測量設計事務所
二田 隆夫	秋田市：秋田曳船株式会社	村上 純	羽後町：藤原建設工業有限会社
太田 たかね	八峰町：株式会社嶋田建設	三森 宏美	由利本荘市：小坂工業株式会社
津江 由香梨	鹿角市：株式会社ユゼ		

(一財)秋田県社会保険協会事業功労事業所表彰

(一財)秋田県社会保険協会会長表彰

株式会社秋田中央機工	潟上市	有限会社十文字光学	横手市
横浜電子工業株式会社	八郎潟町	秋田清酒株式会社	大仙市
有限会社ポーランド	小坂町	株式会社本荘消費	由利本荘市
藤嶋鉄工株式会社	大館市		

年金委員・健康保険委員のご推薦をお願いします

● 年金委員とは？

政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う厚生労働大臣が委嘱する民間協力員です。



「職域型年金委員」：主に適用事業所内で活動

「地域型年金委員」：自治会などの地域で活動



● 健康保険委員とは？

適用事業所にお勤めの被保険者の方で、効率的かつ効果的な健康保険事業を推進するため、広報、相談、各種事業の推進、モニターなど、健康保険の事業運営に協力していただく民間協力員です。

事業主のみなさまへ

年金制度や健康保険制度に関する仕組みや各種届出手続方法など、従業員の方々が知りたい情報や知識を有する社員が職場内にいることは、とても心強いものです。年金委員や健康保険委員はこうした期待に応えるための、職場と年金事務所と協会けんぽを結ぶ強いパイプ役となります。年金委員と健康保険委員をご兼務いただくことにより、より包括的な活動が可能となりますので、上記委員を未設置の事業所におかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、ぜひご推薦をお願いいたします。



年金事務所では、年金委員の方に研修会のご案内をするなどのサポートをさせていただきます。

※なお、ご不明な点につきましては、年金委員は管轄の年金事務所へ、健康保険委員は協会けんぽへお問い合わせください。

日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) の「**年金委員通信**」もご覧ください！

年金受給者の皆さんへ 源泉徴収票が送付されます

平成27年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受け取られた皆様に、支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする『平成27年分公的年金等の源泉徴収票』を、1月中旬から月末にかけて順次発送します。

『公的年金等の源泉徴収票』は、所得税および復興特別所得税の確定申告に必要となりますので大切に保管してください。

※ 障害年金や遺族年金は非課税のため、源泉徴収の対象とはならないことから、源泉徴収票は発送されません。

詳しくはお近くの年金事務所 お客様相談室までお問い合わせください。

秋田年金事務所 018 (865) 2392

鷹巣年金事務所 0186 (62) 1490

大曲年金事務所 0187 (63) 2296

本荘年金事務所 0184 (24) 1111

※番号は代表電話番号です。音声案内に従い「9番」の後「5番」を選択してください。

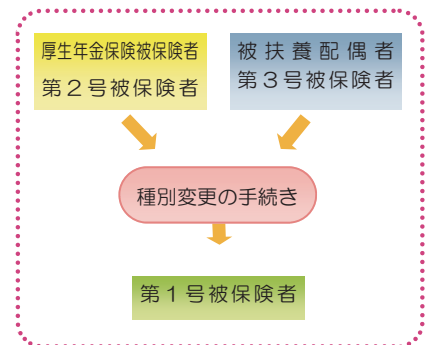


退職される従業員の方へお知らせください

● 国民年金第1号被保険者への手続き

会社を退職される20歳以上60歳未満の方は、厚生年金保険被保険者（国民年金第2号被保険者）から国民年金第1号被保険者へ、種別変更の手続きが必要となります。

また、被扶養配偶者が国民年金第3号被保険者となっていた場合も、同じく国民年金第1号被保険者へ種別変更の手続きが必要です。提出先はお住まいの市町村役場国民年金担当窓口となります。



● 国民年金保険料は、退職（失業）による特例免除があります。

退職されることによって収入がなくなり、国民年金保険料を納付することが困難な場合には、免除の手続きをしていただくことで、特例により本人に前年分の所得があっても保険料が全額（一部）免除となる場合があります。

また、配偶者、世帯主が退職された場合にも対象となります。

※申請する年度または前年度において退職（失業）の事実がある場合に対象となります。

※退職（失業）された方以外に一定以上の所得があるときは、保険料免除が認められない場合があります。

手続きに必要なもの：①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの

②認印（本人が署名する場合は不要）

③失業していることが確認できるもの（雇用保険受給資格者証、離職票等）

手続き先：市町村国民年金担当窓口へ「国民年金保険料免除申請書」を提出（郵送可）してください。

保険料の納付期限にご注意ください！

各月の健康保険料及び厚生年金保険料等の納付期限は、**その翌月末日**（月末が休日の場合は翌営業日）です。納付期限までに保険料を納めないと、年金事務所から期限を指定した督促状が届きますので、その指定された期限までに納めてください。

指定された期限を過ぎますと、延滞金が発生しますのでご注意ください。

注意！

平成27年11月分の保険料の納付期限（口座振替日）は平成28年1月4日（月）です。口座振替の手続きをされている事業所様は、口座の残高確認をお願いいたします。

秋田県で働くすべての皆さまへ

秋田県最低賃金

695円

時間額

[発効日]平成27年10月7日から

※年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、**すべての労働者が対象**となります。

これまでの最低賃金から
16円UP ↑



健康保険の被扶養者について

今回は、協会けんぽの健康保険上の被扶養者についてご説明します。

(※お勤めされている方のご家族が被扶養者になったり、または扶養者でなくなる場合は被扶養者異動届を管轄の日本年金機構各年金事務所にご提出ください。)

健康保険の被扶養者の範囲

健康保険では、被扶養者の病気・けが・死亡・出産についても保険給付が行われます。この保険給付が行われる被扶養者の範囲は次のとおりです。

1. 被保険者の直系尊属、配偶者（戸籍上の婚姻届がなくとも、事実上婚姻関係と同様の人を含む）、子、孫、弟妹で、主として被保険者に生計を維持されている人

※「主として被保険者に生計を維持されている」とは、被保険者の収入により、その人の暮らしが成り立っていることをいい、必ずしも、被保険者と一緒に生活をしていなくても問題ありません。

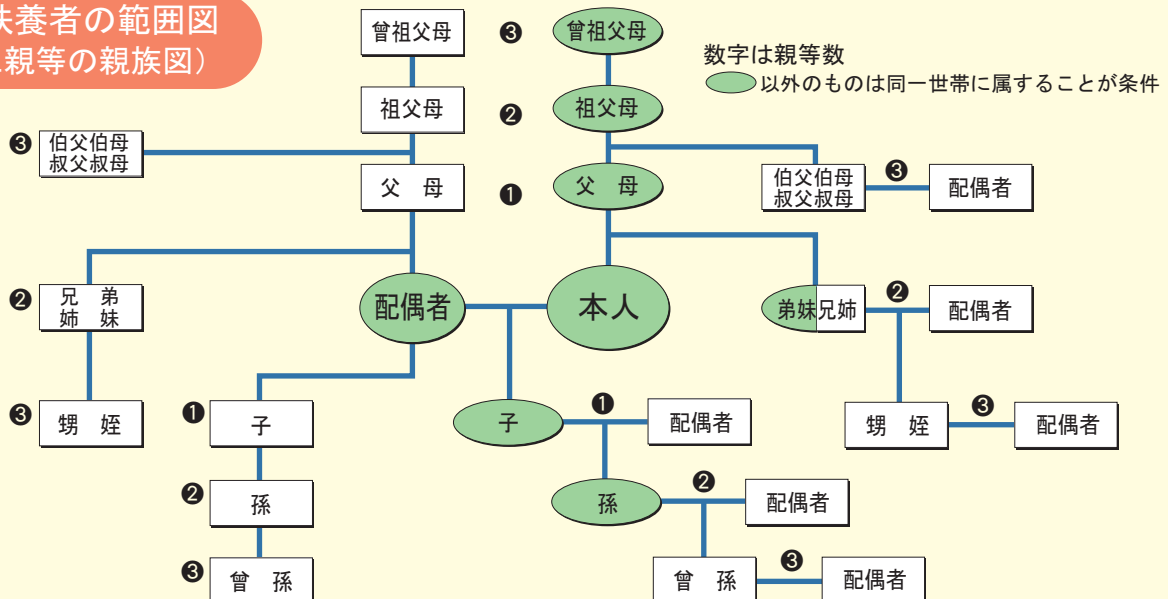
2. 被保険者と同一の世帯で主として被保険者の収入により生計を維持されている次の人

※「同一の世帯」とは、同居して家計を共にしている状態をいいます。

- ① 被保険者の三親等以内の親族（1. に該当する人を除く）
- ② 被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の人の父母および子
- ③ ②の配偶者が亡くなった後における父母および子

注意！ 後期高齢者医療制度の被保険者である人は、被扶養者の対象とはなりません。

被扶養者の範囲図 (三親等の親族図)



生計維持の基準

「主として被保険者に生計を維持されている」、「主として被保険者の収入により生計を維持されている」状態とは、以下の基準により原則、判断をします。

【認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合】

認定対象者の年間収入が**130万円未満**（認定対象者が60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は**180万円未満**）であって、**かつ**、被保険者の**年間収入の2分の1未満**である場合は原則、被扶養者となります。

※上記に該当しない場合であっても、認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入を上回らない場合には、その世帯の生計の状況を果たしていると認められるときは、被扶養者となる場合があります。

【認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合】

認定対象者の年間収入が**130万円未満**（認定対象者が60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は**180万円未満**）であって、**かつ**、被保険者からの**援助による収入額より少ない**場合は原則、被扶養者となります。

平成27年度の被扶養者状況リストをまだご提出されていない事業所様へ

事業主のみなさまへ、5月末から6月下旬にかけて被扶養者資格の再確認をしていただくために**被扶養者状況リスト**等をお送りしておりました。

ご提出期限は7月31日でしたが、まだご提出いただいていない事業所様におかれましては、被扶養者様の資格をご確認のうえ、**協会けんぽ**まで被扶養者状況リストのご提出をお願いいたします。

被扶養者状況リストや返信用封筒を紛失された場合は、**協会けんぽ秋田支部 業務グループ**（電話番号**018-883-1800**）までご連絡ください。

※平成27年度被扶養者資格再確認の対象となる被扶養者がいない事業所様には、被扶養者状況リストをお送りしていません。

被扶養者資格の再確認は、保険料の負担軽減につながる大変重要な事務のため、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

平成28年4月から

協会けんぽの窓口を集約します

鷹巣・大曲・本荘年金事務所内に開設している協会けんぽの窓口は、お客様のご利用状況をふまえ、平成28年4月1日から、秋田市旭北錦町にある**協会けんぽ秋田支部の窓口**に集約します。皆さまのご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

協会けんぽ秋田支部

〒010-8507 秋田市旭北錦町5-50シティビル秋田2階

手続きは郵送で行うことができます

協会けんぽへの手続きや各種申請などは郵送でご提出いただくことができます。窓口での書類受付は、お客様をお待たせする機会が多く、駐車場にも限りがあります。是非お手続きは郵送でお願いします。

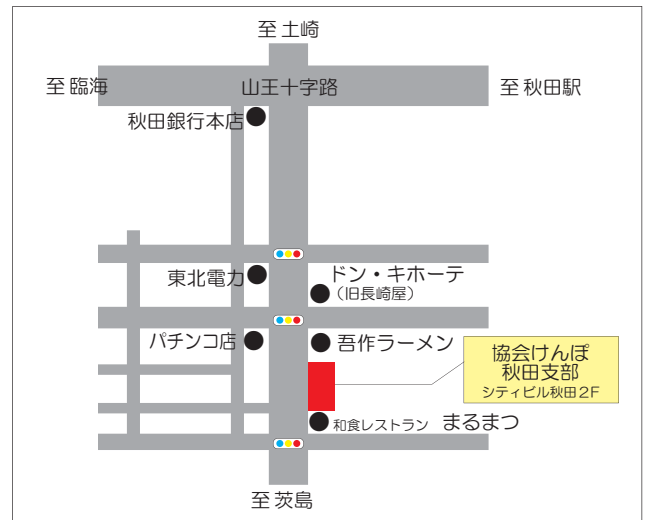
手続きに関するお問い合わせやご相談

手続きや各種申請のお問い合わせ・ご相談はお電話で承ります。

代表電話番号 018-883-1800

※28年4月1日から **県内の年金事務所内に協会けんぽの窓口はありません。**協会けんぽへの書類のご提出は、郵送または協会けんぽ秋田支部窓口へご持参いただくこととなりますのでご注意ください。

協会けんぽ秋田支部 所在地地図



社会保険協会からのお願い

所在地・名称等を変更されたときは社会保険協会にもご連絡ください

事業所の所在地・名称等を変更されたときは、管轄の年金事務所手続きされるとともに、当社会保険協会にも下記様式により **郵送又はFAX (018-832-3681)** でご連絡くださるようお願いいたします。

会員変更届

	変更前	変更後
事業所名		
事業所所在地	〒	〒
電話番号		
事業所記号		

変更前の欄はすべてお書き下さい。

ご担当者名

お問い合わせ先：(一財)秋田県社会保険協会：Tel 018-831-6205

〒010-0001 秋田市中通6-7-9



平成27年10月からの年金の決定・支払いについて



大曲年金事務所
お客様相談室
高 貝 恵 美

Q 平成27年10月から共済年金も厚生年金に統一されると聞きました。
私は昭和29年12月生まれの男性です。国家公務員共済30年、厚生年金10年の加入期間があり、平成27年12月に年金を受け取る権利が発生すると聞きましたが、年金の決定と支払いはどのように行われるのでしょうか。

A 平成27年10月1日より被用者年金一元化法により、共済年金の方も厚生年金の被保険者となります。厚生年金については、それぞれの実施機関が加入期間に応じて別々に年金の決定・支払いを行います。

老齢厚生年金および遺族厚生年金（主に年金を受けている方が亡くなった場合）については、それぞれの加入期間ごとに各実施機関（注）が決定・支払いを行います。

また、障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金（主に被保険者が亡くなった場合）については、初診日または死亡日に加入していた実施機関が他の実施機関の加入期間分も含め年金額を計算し、決定・支払いを行います。

ご質問の方の場合は、①国家公務員共済の加入期間（30年分）については国家公務員共済組合が決定・支払いを行い、②厚生年金の加入期間（10年分）については、日本年金機構が決定・支払いを行うこととなります。

このため、年金決定通知書等については、それぞれの実施機関から別々に送付されます。

（注）実施機関とは、厚生労働大臣（日本年金機構）、国家公務員共済組合、地方職員共済組合、私立学校教職員共済を指します。

随想 ふきのとう



「私の好きな

コスモスそして夫」



澄んだ空気と青空、そしてやわらかな日差し……。そんな爽やかな季節にはコスモスが一番似合います。家庭の庭や公園、道路脇など、至る所に群れをつくって秋の到来を告げてくれるおなじみの花です。

毎年この時期になると、あちこちにコスモスロードが出現します。車が行き交うたびに「花の道」が右、左と大きく波を打ちます。台風のような強い風に倒されても、また立ち上がって花をつけます。

細くて長い茎、線のような葉という繊細かつたくましい花が無数についていて、毎日仕事に出掛ける私を励ましてくれていたようでとてもうれしかったです。

夫が亡くなって六ヶ月。事あるた

びに夫を思い出し、朝な夕な手を合わせて語り掛けています。「人の悲しみにはいつか終わりがくる」といいますが、掛け替えのない人を失った悲しみは、言葉では言い表せないものです。ただ月日がたつにつれ、夫が自分の隣にいつも立っているように感じて、語り掛け、もちろん声を心には聞こえませんが、夫の言葉を心に受け止めた時には、ほっとします。

テレビを見ていたら、彼岸で墓参りした子どもにインタビューしていました。「どんなことを語り掛けましたか」。その子は「おじいさん頑張ってください。私たちが家族を守ってください」と言いました」と明るく答えていました。

私も死後の世界はあると信じたいです。別世界にいる人たちは、この世の人と同じように生活していると思っています。だからこの秋晴れの下、夫はキノコ採りでもしているだろうかと思えます。その山はどんな山なんだろうか……。ゆっくり楽しんでね。

社会福祉法人大館感恩講

（大館市）

佐々木 和子



健康トピックス

第162回 老眼の対策は大丈夫ですか？

手元の細かい字が見えにくいと感じたり、「最近、新聞をすいぶん離して見るね。」と言われたり…。
「とうとうきてしまったか…。」とひそかに感じている方も多いのではないのでしょうか。
老眼は放置すると心身ともに悪影響を及ぼす場合もあります。今回は老眼についてお知らせします。

老眼とは

年齢を重ねるにしたがい、近くのものが見えにくくなること。

近くのものを見る時、眼は水晶体の厚みを変形させる「調節」機能によりピントを合わせようとします。しかし、年齢とともに水晶体は固くなるので変形しにくくなります。

遠視：人は近くを見るときのほうが、より調節する力が必要。老眼になる年齢が早い。

近視：元々近くにピントが合っていて調節する必要がないため、見かけ上は老眼になっていないように見える。遅めに老眼になる。



症状の現れ方

- ◆本や新聞の字が見えにくくなる（特に夕方や雨の日など薄暗いところで）
- ◆眼が疲れやすい
- ◆頭痛・眼痛
- ◆肩こり
- ◆近見作業中に遠くを見る時や、遠くから近くに目を移した時にピントが合いにくい

治療や対策

眼鏡やコンタクトレンズで調節力の衰えを補います。

見えにくいままではコミュニケーションがとりづらく、人間関係にも影響が生じる場合があります。快適な生活を送るためにも**早めに眼科を受診しましょう。**

既製品の老眼鏡は安価で入手しやすいですが、左右それぞれの視力の違いなどに対応しておらず、難点もありますので注意しましょう。

老眼鏡のレンズの種類と用途、長所・短所



レンズの種類	主な用途	長所	短所
遠近両用	運転など	遠くから近くまで見え、屋内と屋外で兼用可能	中距離や近くは視野が狭くなりがち。車のナビが見えにくい場合も
中近両用	家事、料理など	室内生活で快適に使える	階段や屋外では使えない
近近	デスクワークなど	パソコン画面と手元の資料など、異なる焦点の近くのもが見える	室内は見渡せない
近用単焦点	読書、手元の作業など	視野のゆがみが少ない。低価格の既製品が多い	手元しか見えない。既製品は個人仕様でないため疲れやすい

生活スタイルの変化や症状の進行、眼鏡のレンズの劣化などに合わせて定期的にチェックしましょう

休日・夜間の年金相談窓口をご利用ください

夜間の年金相談／カレンダーの ■ の日受付時間/午後7時まで
休日の年金相談／カレンダーの ■ の日受付時間/午前9時30分から午後4時まで

平成28年 1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24 31	25	26	27	28	29	30

平成28年 2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29					

年金についての相談やお問い合わせ先

★ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル

市内通話料金 0570-058-555 03-6700-1144 (IP電話)

(受付時間) 月～金曜日：午前9：00～午後8：00
第2土曜日：午前9：00～午後5：00

★ねんきんダイヤル（年金全般に関する相談）

市内通話料金 0570-05-1165 03-6700-1165 (IP電話)

(受付時間) 月曜日：午前8：30～午後7：00
火～金曜日：午前8：30～午後5：15
第2土曜日：午前9：30～午後4：00

保険料の納期内納入にご協力ください

月末には社会保険料振替口座の残高確認をお願いします。

社会保険

あきた

平成27年12月・平成28年1月号

発行

一般財団法人 秋田県社会保険協会
〒010-0001 秋田市中通 6 丁目 7-9
TEL018-831-6205 FAX018-832-3681

資料提供

秋田・鷹巣・大曲・本荘 年金事務所
全国健康保険協会秋田支部